

## 第 3 回宇治市公共施設運営検討委員会意見抜粋

## (利用料金制度)

- ・ 他市事例から利用料金制度を実施して収入を上げている施設も多くみられるので、宇治市においても利用料金制度を採用しても支障がないのではないかと。
- ・ 指定管理料と料金収入のバランスを考慮して利用料金によりインセンティブが確保できる宇治市の施設に関しては利用料金制度を採用すべきではないかと。
- ・ 現在、指定期間中であり、指定期間内の条件が示されている中、利用料金制度に変更するというのは同意が必要。同意が得られない場合、指定期間終了後の更新時に次の期間は利用料金制度で進む方向性になるのではないかと。
- ・ 福祉施設でも他市事例では利用料金制度で進めている施設もあるので、過去の宇治公共施設運営検討事業報告書の修正の検討も必要性があるかもしれない。
- ・ 指定管理料の設定にあたっては、他市の事例で5年間の事業計画に基づき指定管理料の上限額を設定しているなどがあり、参考になる。
- ・ 高齢者事業団体等であっても積極的に利用料金制度も導入を検討していい。

## (P F I)

## ▼指定管理者の指定

- ・ P F I 事業における指定管理者の指定は全国的にも一定の枠組みが整理されている。施設の管理運営において市の募集にあたっては、指定管理者の指定が示されており、また P F I 事業者を選定するにあたっては、選定委員会において選定されているので、改めて指定管理者を公募して指定をする必要がない。

## ▼指定期間

- ・ 指定期間についても新規の場合は4年、継続指定の場合は5年を基本とすると定めている。P F I 事業の当初の目的というものを考えれば設備投資、管理運営など長期間の事業計画があるため、事業期間を踏まえた指定期間を設定する必要があり、規定を明記していく必要がある。

## ▼利用料金

- ・ P F I 事業においては事業者インセンティブを付与し、そしてサービスの向上を促していきたいという趣旨からすると利用料金制度とすることが望ましい。